

平成 29 年 10 月 11 日
国立大学法人群馬大学

本学大学院保健学研究科教授の執筆論文に関する調査結果について

本学保健学研究科教授江本正志氏（以下、「江本教授」という。）が発表した論文 4 編に不正行為の疑いがある旨の申し立てを受け、本学では、予備調査及び本調査を行ってきました。

その結果、「3. 調査結果」に示すとおり、特定不正行為（改ざん）と認定しましたので公表します。

1. 概要

本件は、平成 24 年 2 月 28 日、外部者からの顕名による申立を受け、予備調査及び本調査を実施したものである。調査は、申し立てで不正行為が疑われた論文 4 編 5 項目 6 箇所に対する江本教授から提出された陳述書及び証拠資料の検証、江本教授への事情聴取、江本教授から提出されたデータの画像解析により行い、結果、画像解析において新たに判明した 3 項目 6 箇所を加えた計 8 項目 12 箇所の特定不正行為（改ざん）を認定したものである。

2. 調査

(1) 調査対象

①調査対象者

江本正志（大学院保健学研究科 教授）

②関係者

ドイツマックスプランク研究所において当該実験に従事した者 3 名

(2) 対象論文等

- ①（論文名） α -Galactosylceramide Promotes Killing of *Listeria monocytogenes* within the Macrophage Phagosome through Invariant NKT-Cell Activation

（掲載雑誌）Infection and Immunity 2010;78(6):2667-76

（著者）Masashi Emoto, Tomomi Yoshida, Toshio Fukuda, Ikuo Kawamura, Masao Mitsuyama, Eiji Kita, Robert Hurwitz, Stefan H. E. Kaufmann, and Yoshiko Emoto

- ②（論文名） α -GalCer ameliorates listeriosis by accelerating Infiltration of Gr-1 cells into the liver

（掲載雑誌）European Journal of Immunology 2010;40(5):1328-41

（著者）Masashi Emoto, Yoshiko Emoto, Izumi Yoshizawa, Eiji Kita, Takamitsu Shimizu, Robert Hurwitz, Volker Brinkmann and Stefan H. E. Kaufmann

③ (論文名) Dissociated expression of natural killer 1.1 and T-cell receptor by invariant natural killer T cells after interleukin-12 receptor and T-cell receptor signalling

(掲載雑誌) Immunology 2009;129(1):62-74

(著者) Masashi Emoto, Takamitsu Shimizu, Hiromi Koike, Izumi Yoshizawa, Robert Hurwitz, Stefan H. E. Kaufmann and Yoshiko Emoto

④ (論文名) Role of interleukin-12 in determining differential kinetics of invariant natural Killer T cells in response to differential burden of *Listeria monocytogenes*

(掲載雑誌) Microbes and Infection 2008;10(3):224-32

(著者) Yoshiko Emoto, Izumi Yoshizawa, Robert Hurwitz, Volker Brinkmann, Stefan H. E. Kaufmann, Masashi Emoto

(3) 調査方法

本件に係る調査は以下の方法により行った。

- ・調査対象論文4編8項目12箇所に対する陳述書及び証拠資料の内容の検証
- ・調査対象者への事情聴取
- ・江本教授から提出された論文投稿用データの画像解析
- ・前橋地方裁判所及び東京高等裁判所における審理結果の確認

(4) 調査体制

研究行動規範委員会

委員長 峯岸 敬 (理事・研究担当)

委員 齋藤 周 (教育学部教授)

富山慶典 (社会情報学部教授)

小湊慶彦 (大学院医学系研究科教授)

村上博和 (大学院保健学研究科教授)

花泉 修 (大学院理工学府教授)

泉 哲郎 (生体調節研究所教授)

藤本修平 (研究活動に関し識見を有する学外者)

丸山和貴 (法律に関し専門知識を有する学外者)

太田直哉 (大学院理工学府教授)

和泉孝志 (大学院医学系研究科教授)

3. 調査結果 (特定不正行為の内容)

(1) 認定した特定不正行為の種別

改ざん

(2) 特定不正行為に係る研究者

- ・特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者と認定した研究者

江本正志 群馬大学大学院保健学研究科教授

(3) 特定不正行為が関係する経費・研究課題

平成 17 年度科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号 17590383

※特定不正行為と直接的に因果関係が認められる経費の支出はない

(4) 特定不正行為の認定内容

江本教授の提出した論文投稿用データについて、コンストラスト強調や差分画像の作成等の画像解析したところ、電気泳動画像においてデータの切り貼りによる不連続なデータを確認したほか、ドットプロット図への加工を確認した。

4. 結論

江本教授は、本調査において重要な研究の生データを保有しつつも、これを提出せず、また、事情聴取において、上記の認定内容について認めながら、実験自体は他の者が行っており、自身には責任はないと主張していた。さらに、これまで、論文の取り下げ勧告にも応じていない。

責任著者である江本教授は、自らが実験等を行っていないとしても、論文を構成する理論及び実験結果等の内容全てを把握するとともに、それらの責任を負わなければならない。

よって、江本教授は自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならないが、生データや実験・観察ノート等により、研究不正についての疑義を解消できる証拠を提出できなかった。このため、江本教授について、不正行為を行ったとは特定できていないものの、不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者と認定する。

5. 調査機関がこれまで行った措置の内容

調査対象者に関する研究活動上の不正行為については、教育研究評議会及び役員会において審議を行った。

また、調査対象論文については、社会へ与える影響を考慮し、調査対象者に対し、平成 26 年 7 月 18 日に取り下げを勧告しているが、取り下げが確認されていないため、平成 29 年 9 月 15 日付けで再度取り下げを勧告した。

6. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本学では、平成 19 年 4 月 1 日に群馬大学科学者行動規範を策定し、本学の教員が深遠な学理とその応用を考究する者として、社会からの信頼と付託に誠実に応えるべき責務を負っていることを自覚した上で、日々の研究活動に取り組むこととしていた。

これまで、教職員に対して、研究者倫理の向上及び不正行為防止に関する説明会を開催するとともに、新任教員に対しても、新任教員説明会において同趣旨の周知徹底を図っているところではあるが、この度、他の実験データを加工して存在しないデータを作り上げた行為は、研究者としての行動規範及び研究倫理に関する認識の甘さが原因と言わざるを得ない。

(2) 再発防止策

前述の取組が十分な効果を発していなかったと考えられ、今後、研究者倫理のより一層の徹底を図るため、次の策を講じる。

- ・平成 26 年 9 月より、研究者倫理の向上及び不正行為防止に関する説明会を実施しているが、新たに教職員及び学生に対して、研究活動における不正行為の再発を防止するため、注意喚起文を配布し不正行為防止を改めて徹底する。また、教員に対し、関係する研究活動について再点検を促し、問題があった場合には、修正等、迅速に対処するよう指導する。
- ・研究者倫理の向上及び不正行為防止に関する説明会等の未受講者に対し、ウェブや DVD 等による受講を積極的に促し、教職員のさらなる意識向上を図る。また、未受講の教員に対しては、受講が確認できるまで基盤研究費の配分を見合わせることにする。
- ・研究成果を公表した論文に関する実験ノート等の資料及び研究試料等に関しては、これまでも、一定期間の保有及び必要に応じて開示することを義務づけた取り決めを各部局ごとに定め準用してきたが、その運用状況について、年 1 回確認することとする。
- ・学部及び大学院の必修科目に研究倫理教育を取り入れ、早期からの理解を促進する。